

露光量違いにより重複撮影

國民合唱 靖國神社の歌

M.M. ♩=88 陸海軍省撰定

1. ヒミツのツクリ
2. ヒミツのツクリ
3. ヒミツのツクリ
4. ヒミツのツクリ

クのセカ
クのセカ
クのセカ
クのセカ

クのセカ
クのセカ
クのセカ
クのセカ

クのセカ
クのセカ
クのセカ
クのセカ

奉頌歌
靖國神社の歌

一 日の本の 光に映えて
雄魂の 雄魂祀る
宮柱 太く燦たり
あゝ大君の 御拜し給ふ
榮光の宮 靖國神社

二 日の御旗 断乎と守り
その命 國に捧げし
ますらをの 御魂鎮まる
あゝ國民の 拜み稱ふ
いさをしの宮 靖國神社

三 報國の 血潮に燃えて
散りませし 大和をみな
清らけき 御魂安らふ
あゝ同胞の 感謝は薫る
櫻さく宮 靖國神社

四 幸はへまして
千木高く 輝くところ
皇國は 永遠に燦たり
あゝ一億の 畏み祈る
國護る宮 靖國神社

四月二十二日から二十九日まで
大本七時半後七時半より放送

週報

第四三九號 四月十四日

最近の米英ソ關係……………ニ

商工組合法とは 商工省…セ

戦争完遂と少年保護…司法省…云

外貨債の借換について 大藏省…云

生産擴充物資と鐵道輸送

大東亞戦争日記……………云

週日誌

三月三十一日(金)

▽國民政府 駐日大使に張培氏(前南京市長)を任命

四月一日(土)

▽陸軍航空部隊のインド方面戦果を大本營発表

▽東條内閣總理大臣、滿洲國を訪問(下…日東京、五日…)

四月二日(日)

▽高等學校高等科教授・修練要綱を文部省発表

▽工物築造統制規則公布

四月三日(月)

▽陸軍航空部隊の印緬方面戦果(…十一日、十八日…)

▽海軍航空部隊のルツセル島方面戦果(…日、…)

四月四日(火)

▽東部ニューギニア作戦に偉勳を樹てた岡本飛行部隊に感謝状授與され、上階に達し六官、陸軍省発表

▽二日中の大陸綜合戦果を支那派軍発表

▽標準農林設定要綱を農林省決定

▽訪日特派大使陳公博氏一行入京

露光量違いにより重複撮影

國民合唱 靖國神社の歌

M.M. ♩=88 陸軍省規定

一、日本の光に映えて
 皇恩の雄魂祀る
 宮柱、木々燃たり
 大君の御拜し給ふ
 榮光の宮、靖國神社
 日の御旗、斷乎と守り
 その命、國に捧げし
 ますら々の御魂、まら
 あ、國民の、拜み解ふ
 いさをしの宮、靖國神社
 報國の、血潮に燃えて
 歌りませし、大和をみなの
 清らけき、御魂安らふ
 あ、同胞の、感謝は焦る
 櫻さく宮、靖國神社
 幸はへまして
 千木高く、輝くところ
 皇恩は、永遠に燃たり
 あ、一億の、畏み解る
 國魂の宮、靖國神社

奉頌歌 靖國神社の歌

一、日本の光に映えて
 皇恩の雄魂祀る
 宮柱、木々燃たり
 大君の御拜し給ふ
 榮光の宮、靖國神社
 日の御旗、斷乎と守り
 その命、國に捧げし
 ますら々の御魂、まら
 あ、國民の、拜み解ふ
 いさをしの宮、靖國神社
 報國の、血潮に燃えて
 歌りませし、大和をみなの
 清らけき、御魂安らふ
 あ、同胞の、感謝は焦る
 櫻さく宮、靖國神社
 幸はへまして
 千木高く、輝くところ
 皇恩は、永遠に燃たり
 あ、一億の、畏み解る
 國魂の宮、靖國神社

週報

第三九號 四月十四日

最近の米英ソ關係……………ニ

商工組合法とは 商工省…セ

戦争完遂と少年保護…司法省…六

外貨債の借換について 大藏省…三

生産擴充物資と鐵道輸送

鐵道省…三

大東亞戦争日誌……………言

週日間誌

- 三月三十一日(水)
 - ▽國民政府 駐日大使に藤 塔氏(元南軍市参謀)を任命
 - 四月一日(木)
 - ▽陸軍航空部隊のインド方面戦果を大本營發表
 - ▽東條内閣總理大臣、滿洲國を訪問(三十一日東京發、五日歸京)
 - ▽高等學校高等科教授・修練要綱を文部省發表
 - ▽工物築造統制規則公布
 - 四月二日(金)
 - ▽陸軍航空部隊の印緬方面戦果(三十一日、十八機を撃墜)を大本營發表
 - 四月三日(土)
 - ▽海軍航空部隊のルツセル島方面戦果(二日、敵艦四隻を撃墜)を大本營發表
 - 四月六日(火)
 - ▽陸軍航空部隊の東インド方面戦果を大本營發表
 - ▽昭和十七年度米實收高を六千六百七十七万石(前年比二割一分二厘増)と農林省發表
 - 四月七日(水)
 - ▽東部ニューギニア作戦に偉勳を擲つた岡本飛行部隊に感謝が授與され、上階に達した員、陸軍省發表
 - ▽二月中の大陸綜合戦果を支那派遣軍發表
 - ▽標準農村設定要綱を農林省決定
 - ▽訪日特派大使陳公博氏一行入京



最近の米英ソ關係

第二戰線問題

昨年六月、東部戰線におけるドイツ軍の積極的な攻勢は、ソ聯軍の頑強な抵抗にも拘はらず、ドイツ軍に有利に展開し、ソ聯軍は、ヴォルガの線に殆んど廢墟と化したスターリングラードを辛うじて維持し、北コーカサスの南境に追いつめられるといふ苦境に立つたもので、壓倒的なドイツ軍の攻撃を一手に引受けてゐたソ聯軍は、米英の掛聲ばかりの支援では困るといふので、豫じめ米英から約束されてゐた歐洲大陸の第二戰線を至急結成

して貰ひたいとの要望が昂まり、スターリン首相も革命演説の中で、第二戰線結成の要望を力説し、第二戰線はむしろ米英のために必要であると警告的な言葉さへ發したのであります。

もとく米英兩國は、ソ聯が一日でも長くドイツと抗戦し、ドイツの國力を少しでも損耗させることが出来れば、それだけ自分達は甘い汁が吸へるものですから、同盟國の窮境を少しも顧みず、なるべく第二戰線の問題を口にするのを避けてをりましたが、米英の食言の問題に對し、ソ聯の不滿がつつて來たばかりでなく、米英は國民

に對しても、敗戦をひた隠しに隠して、政府はひたすら大言壯語のみを事として來てをりましたので、内外に對する手前からも、何とかしなくてはならぬことになり、遂に無謀にも、中立國フランスの領土である北阿に侵入したのであります。

米英兩國としては、人力、飛行機船舶等の關係から、ドーバー海峡を渡つて歐洲大陸に上陸することが不可能なので、その代案として、北阿侵入を決定してソ聯を有めると共に、國民に對する手前を繕はうとしたのであります。

ところが、獨伊の疾風迅雷的な對策によつて、地中海沿岸一帯のフランス要地には、獨伊の準備が完了し、樞軸空軍と空輸による軍隊のチュニス派遣も活潑に行はれ、さらに戦線を整理したロメル軍は、チュニスに進撃し、獨伊軍は、最近ではかへつて攻勢に出て散々に米英軍を悩ましてをります。

去る二月二十三日の赤軍第二十五周年記念日にスターリン首相は布告で、「赤軍はドイツ侵入軍と抗戦二十ヶ月、この間ヨーロッパに第二戰線の創設なく、赤軍は獨立で以て戦争の重歴を負つて來た」と述べてをり、また米英側が、北阿戰線は第二戰線的な効果ありと宣傳してゐるのに對し、ソ聯の諸新聞は「ドイツ軍は西部から引抜かれて新たに東部に増強された」と主張して、ソ聯への物資供給問題に對する意慢を改

撃すると共に、滿腔の不滿を吐露してをります。

ソ聯戦後の領土問題

米英とソ聯との間には、前述のやうに第二戰線問題に關して見解の相違があり、同盟國としてお互に面白くない感情が生れてゐますが、最近問題となつてゐますのは、戦後ソ聯の領土問題であります。

歐洲大戰後、ソ聯は中立を守つてゐた間に、第一次歐洲大戰で失つた領土の回復に努め、ポーランド崩壊の際には、ドイツとポーランドを分割してその東部を獲得し、次いで昭和十四年十月から翌十五年三月までの對フィンランド戦争によつて、カレリア地峡、リベチ半島等の割譲と、ハンケ港とその附近の三十年間の租借權を得た上、さらに昭和十五年六月二十六日には、

ルーマニアに最後通牒を發して、ベッサラビアとブコヴィナの兩地方の割譲を得たばかりでなく、リトアニア、ラトヴィア、エストニアのいはゆるバルト三國を昭和十五年八月に併合してをります。

これ等の諸地域は、獨伊戦の開始後、ドイツ軍とその同盟國によつて全部回復されてしまひましたが、昨年と、去る二月二十三日の赤軍記念日の訓示の中で、スターリン首相は、「ドイツ軍の支配下にあつて、解放を要するもの」としてウクライナ、ラトヴィア、エストニア、白露、モルダヴィア、カレリアを擧げてをり、結局ソ聯としては、第二次歐洲大戰前の國境を回復するだけで満足するものではなく、進んで少くとも、獨伊開戦當時の領域を回復しようとしてゐるもの、やうで、二月二十日のソ聯紙プラウダは、

「ポーランド亡命政府は、ウクライナ分割を計畫してゐるが、ウクライナ民族の運命とその土地は、ウクライナ人のみが決定すべきものである」と論じ、ソ聯の舊ポーランド領ウクライナに對する態度を明らかにしてをります。

これに對しポーランド亡命政権は二月二十五日、

「ポーランド政府としては、ソ聯國境は第二次歐洲大戦前における状態が正當なものと認める。大西洋憲章に合致する右の見解を覆へすことは、聯合國間の團結に有害である」といふ趣旨の聲明を公表しましたので、問題は更に進展し、三月二日のタス通信は、

「ポーランド政府の聲明は、ウクライナ人と白露人の歴史的權利を否定し、ウクライナと白露を分割する政策

を續行するものであつて、これを大西洋憲章の民族自決の趣旨に反するものである」と

と反駁を行ひ、ソ聯とポーランド亡命政権との争ひが明るみに出たのであります。

今般のソ聯とポーランドとの紛争は、現在ドイツの手にあつて全く手の届かぬ舊ポーランド領の分前争ひでありますが、これが大西洋憲章を引合に出しての應酬であるだけに、反極軸側の戦後における世界再建の憲法と自稱する大西洋憲章が、何等の權威のないものであることを暴露したものと、極めて重大な意味があると共に、この問題に對する米英の態度如何によつては、反極軸側の陣營が收拾できない混亂に陥る虞れがありますので、米英兩國は非常に困難な立場に立つに至つたのであります。

米英の意見對立

それにも拘はらず、米英兩國にとつ

てほんたうに眞剣であるべきこの問題を繞つて、兩國の意見は我利々々の本領を發揮して、完全に相反目してをります。

即ちドイツの直接脅威を受けない米國には、對ソ強硬論が多く、その極端なのはニューヨーク・タイムスの外交顧問評論家アーサー・クロックのやうに、「米國軍事當局が一千百万の常備軍を維持すべしとする理由は、戦争終了後、米國がソ聯と同勢力の軍隊を保有しようと思ふからであつて、米國としては、ソ聯が戦勝の結果、歐洲の覇者となることのないやうにしなければならぬ」と論じてをります。

これに反して、ドイツの脅威を直接感じてゐる英國では、英國一流の便宜主義から、この問題に深入りすれば、抜き差しならぬ紛糾を起す虞れがあるの

論議することを避けようとしてをり、首相チャーチルが三月二十一日の放送で、「この際、國境問題の細目に亘つて論議する意志はない」と判然と言ひ切つてしまひました。つまり奥いものには蓋をしるといふこの方針は、同時にこの問題が如何に深刻で解決が困難であるかを示してゐるものであります。

解決に焦慮する米英

ソ聯駐米大使スタンレーは、三月八日の記者會見で、「ソ聯は米國の對ソ援助に拘はらず、自力で戦争を遂行してゐるとの印象をわざと與へようと欲してゐる」と放言し、ソ聯に頗る氣拙い空氣を起させました。

ソ聯側としては、米英兩國が徒らに宣傳のみを事として大言壯語するにも拘はらず、大した實質的な援助を與へ

得ず、いはゆる民主國の兵器廠と誇稱する米國も、資材の不足で思ふやうにソ聯に武器を送れないのみか、ドイツ潜水艦の猛威によつて、送付した武器食糧品も多く海底の激流と消えるといつた状態であるばかりでなく、約束した第二戦線も結成できず、米國自身がソ聯を援助してゐる等とは、まことに大それた考へで、援助されてゐるのは寧ろ米國それ自身といつた状態なのであります。

米英としましても、表面さあらぬ體をしてゐるものゝ、内心では頗るソ聯の態度を氣に病み、局面打開の方法として、全世界に對して大見得を切つたカサンランカ會談に際し、米英は懇切丁寧な招待状をスターリン首相に發したのにも拘はらず、素氣なく斷られ、右會談の内容に關して米英兩國政府が發表した共同公表で、「スターリン首相の参加をみる場合

には、會談は遙か東方で開催される筈であつたが、スターリン首相は赤軍統率の關係上、出席し得なかつた」と述べてをります。

ところが英國では、これにも懲りず外相イーデンは米國に赴き、三月十二日から三十日まで北米に滞在して、いろいろと策定したやうであります。その隨員中にソ聯問題の専門家の一人であるストラングが加はつてゐたことと、イーデンが三月十七日にリトヴィノフ駐米ソ聯大使と會見したことからして、米英ソ三國の協同問題と大西洋憲章に反するソ聯の西部國境問題を並策したものと考えられます。さらに三月三十日ルーズヴェルトは、「近く戦後問題に關し英ソ會談が開始されるだらう」といつてゐますが、これは米英とソ聯との關係が如何に困難であるかを物語つてゐるものであります。

南方向劇映畫筋書懸賞募集

情報局では、かねてから本邦映畫中、南方向に適當な映畫の選定を行つて來たが、これだけでは十分所期の目的が達成せられない憾みがあるので、今般これら映畫の製作上に國民の一般的参加を適當と認め、廣く南方向劇映畫筋書を募集することになつた。

筋書懸賞規定

内 容 南方地域居住民に對して、新日本の國力及び文化事業を平易かつ興味をもつて理解せしめると共に、大東亞共榮圈建設のため帝國と協力することの欣びを感得せしめることを目的とする。

題 材 時代は現代とし、背景は原則として日本内外地とす。場面に南方諸地城を挿入することは差支へなきも、その場合にはその風習傳統等に十分注意すること。

形式及び枚数 劇映畫筋書。但し單なる梗概に非ずして、なるべく表現及び構成を映畫的ならしめること。枚数は四百字詰原稿用紙三十枚以上五十枚以内。

送付先 昭和十八年五月末日 東京市麹町區永田町一ノ一 情報局第三部對外事業課 封筒に「南方向劇映畫筋書募集係」と朱書のこと。

賞 金 情報局懸賞 一篇 各三千圓
 情報局佳作賞 十篇 各五百圓
 題外佳作賞 十篇 各五百圓
 情報局内對外映畫選定委員會 協力を求めむ

懸賞方法 応募者は姓名を明記し、別封上題名と住所を明記し、郵送するものとする。但し、郵送するものはその自筆のものにして、署名は裏面に記すこと。(一) 入選者は別に通知す。 (二) 懸賞金は原則として返戻せず。 (三) 入選作品の著作権は情報局に歸屬す。入選作品は多少改修することあるべし。

入選発表 昭和十八年七月中「週報」(「寫眞週報」)「ラジオ」をもつて行ふ。但し入選作品の著作権は情報局に歸屬す。入選作品は多少改修することあるべし。

著作權 情報局に對して轉讓することあるべし。

商工組合法とは 商工省

本法の適用範圍

問 商工業者にとつて、重大な關係をもつ商工組合法案も今度の議會を通じて、三月十二日公布されるか。

答 商工組合法によつて設立される組合は、統制組合と施設組合との二種で、商工組合といふときは、統制組合と施設組合との兩者を併せていふのであります。なほ組合ではありませんが、商工組合中央會といふ團體が本法に基づいて設立されるので、本法は統制組合、施設組合及び商工組合中央會の三團體の組織を定めた組織法であります。

問 ところで商工組合は、商業と工業とに適用されるのですか。

答 商業と工業に適用されることは勿論ですが、鑛業にも適用されます。但し貿易業については適用されません。

問 統制組合は、どういふ目的と使命をもつてをりますか。

答 統制組合は商工鑛業の統制を圖り、又は統制のための經營を行ふことを目的とし、これによつて國民經濟の總力を發揮するため、積極的に國策に

協力することを使命とする統制團體であります。

問 統制組合の目的と使命は、重要産業團體令によつて設立されてゐる統制會や統制組合と同じやうに思はれますが、これ等とは、どんな相違があるのでせうか。

答 これまでの統制會と商工組合法による統制組合とは、いづれも國策協力を目的とした統制團體ではありませんが、その適用範圍が違ふのであります。すなはち、統制會は政府が重要産業として指定した産業—現在には鑛業關係以下二十二の産業—だけに設立され、他

の商工業一般には重要産業團體令は適用されないであります。

これと反対に商工組合法による統制組合は、重要産業を始め他の一般商工業に設立されるもので、重要産業部門に設立される統制組合は、統制會の下部組織となるのであります。従つて現在の重要産業團體令による統制組合の制度は、本法の統制組合に統合されるのであります。

問 それでは商工組合法による統制組合は、現在の統制組合と内容が全く同じと考へてよいのですか。

答 先程申しましたやうに、現在の統制組合は、重要産業に関する統制團體であり、商工組合法による統制組合は、重要産業を始め一般商工業に亘つて廣く設立される統制團體である關係上、その内容に二、三違ふ點があります。

この點は後に詳しく申し上げますが、

統制事業だけでなく經濟事業をも行ふことが認められること、命令設立ではなく認可設立を原則とすること、理事長は總會で選任することを通例とし、統制會系統に屬する統制組合についてだけ、これまでと同じやうに、當該統制會の會長がこれを任命するものとしたこと、總會を諮問機關でなく一部の意思決定機關としたこと、經濟事業を行ふ統制組合について出資制度を探ることを認めたこと等であります。しかしながら、もとよりこれによつて、これまでの統制組合の性格や、その運営の方式を改める趣旨ではなく、かへつてその機能を擴張強化したものであります。

統制組合の事業

問 統制組合は、どういふ事業を行ふのですか。

答 第一は統制事業、すなはち組合員

に對し原料、材料、商品等の仕入割當、商品及び製品の販賣割當、生産及び配給分野の劃定、發受註の統制、或は價格の協定のやうな事業、第二は第一の統制事業の効果を確保補強するたために行ふ共同購入、共同販賣、共同受註、共同保管等のいはゆる經濟事業、第三には調査研究事業、第四には組合員の製品、原材料、生産設備、商品等の検査或は組合員の事業の監査であります。

以上が統制組合の本來の事業であります。そのほか右の各事業に附随して金庫事業、すなはち組合員に對する事業資金の貸付、組合員の事業資金の寄託の引受、組合員の事業上の債務の保證をすることが出来ること共に、保管事業に關聯して倉荷證券の發行事業を認められてをります。

なほ注意をしなければならぬことは、統制事業、經濟事業及び検査事業

は組合員だけでなく、統制組合に商工組合等の團體によつて團體加入してゐる者、即ち間接組合員にも及ぼせることとあります。

問 統制組合はどういふ單位で編成されるのですか。

答 統制組合は一定の地區及び業種別に設立されるものであります。統制組合は統制を目的とする團體である關係上、その統制の及ぶ範圍を明らかに確定するため、地域團體であることを必要とするのですが、その地區の單位は特に限定せず、業態に應じ、或は一府縣或は數府縣或は全國或は市または郡の區域によることが出来るのであります。

しかし統制組合は、これまでの商業組合、工業組合等とは違ひ、強力な統制を行ふことを第一目的とするものから、その地區の單位も統制本位に考へなければならぬのであります。

て、統制機構の簡素化を圖る趣旨よりも、商業組合、工業組合等の地區よりは擴大されたものとなる場合が多いと思はれます。

また統制組合は業種別統制を行ふもので、その設立も一定種類の事業毎にされるのですが、一定種類の事業といふのは、同種の事業は固より、關聯ある數種の事業、一定地區内の全商業、或は商工業に跨る事業をも含む趣旨で、要するに、事業の範圍が特定することを必要とするのです。

問 統制組合の組合員は、どういふ者ですか。

答 統制組合の組合員は一定地區内に於ける當該事業に關する (1) 營業者 (2) 營業者が組織した統制組合または (3) 施設組合 (4) 營業者と施設組合または統制組合を以て組織した統制組合 (5) 統制組合と統制組合または施設組合と施設組合とを以て組織した統制組合

その他行政官廳の指定があり、または統制組合の申請に基づいて行政官廳の認可のあつた場合における (6) 産業組合、工場、鑛山等の購買會のやうな營業者でないものの中から統制組合の定款によつて定められたものであります。すなはち統制組合の組合員である資格は、いま列舉したものの中から、定款の規定を以て特定されたものといふこととなります。

問 統制組合の組合員たる資格のある者でも、加入するかどうかは自由なのでせうか。

答 統制組合の組合員の資格をもつ者は、統制組合の成立があれば、當然これに加入したものとされるのです。すなはちその意思の如何にかゝらず、組合員となるのであつて、統制組合成立と共に組合員としての義務を負ふこととなります。そして一度組合員となつた者は、その事業の廢止などによ

の經理に關係ある事項など一定の事項に限つて決議権をもつ一部意思機關にとどまるのであります。さらに理事長が行政官廳の認可を受けたときは、總會の付議事項についても、總會の決議にかゝらず執行することが出来ます。

理事長 役員 の選任

問 理事長その他の役員は誰が選任するのですか。

答 理事長は總會で選任して行政官廳の認可を受けるのです。但し統制會の會員である統制組合の理事長は、統制會の會長がこれを任命して主務大臣の認可を受けるのです。そして理事長は組合員だけではなく、廣くその事業に關する學識経験者の中から選任又は任命されます。理事は理事長の輔佐機關でありますから、理事長がその事業に關する學識経験者の中からこれを任命し、行政官廳の認可を受けます。但し統

制會の會員である統制組合の理事の任命は、統制會の會長の承認を受けることを要します。監査機關としての監事は、組合員の中から、總會でこれを選任するのが原則ですが、行政官廳の認可があれば、組合員外からも選任することが出来ます。

また監事はいつでも總會の決議で解任することが出来ます。理事長の諮問機關である評議員は、その事業に關する學識経験者の中から理事長がこれを命じます。

問 理事長は總會で選任されるとのお話ですが、總會の決議によつてこれを解任できるでせうか。

答 理事長は統制組合の最高の統理者でありますから、總會の決議を以てこれを解任することは出来ません。しかし理事長の権限が強大であるだけ、その責任も重大でありますから、いやしくも理事長に法令又は行政處分違反

の行爲、または公益侵害の行爲がある場合は勿論のこと、その事業の統制運営上、不適當と認められる事由のあるときは、行政官廳、或ひは統制會の會員である統制組合については、統制會の會長が主務大臣の認可を受け、これを解任することが出来ます。理事、監事又は評議員の行爲が法令または行政處分に違反し、或ひは公益を侵害した場合に、行政官廳はこれを解任することが出来ます。

問 先程、統制組合がその經費を調達するため、組合員に對して賦課金を課すとお話でしたが、統制組合は組合員に出資をさせることは出来ないでせうか。

答 統制のため組合員の取扱品の購入、販賣又は保管等の經濟事業を行ふ統制組合に限つて出資制度を採ることが出来ます。そしてこの場合の組合員の責任は、賦課金のほかその出資額を

限度とする有限責任であつて、保證責任及び無限責任の組織を採ることは認められません。

問 統制組合の健全な發達と統制組合による統制の公正とを期すためには、行政官廳の適切な監督指導が必要と思ひますが。

答 ご尤もです。行政官廳は統制組合の役員の任免の認可或ひはその解任によつて、組合運営の例に當る役員を監督するほか、定款の變更や統制規程の設定變更の認可、統制組合に對する報告徴取及び臨検検査を行ひ、また業務會計に關して、監督上必要な命令處分をなすなど消極的監督を行ふだけでなく、積極的に事業の施行、定款または統制規程の變更等を命じ、或ひは定款または統制規程の變更處分を行ふなど、その監督に遺憾のないやうにしてをります。また必要あるときは、行政官廳が理事長を任命することが出来ます。

なほ統制組合の役員について、は、收賄罪、秘密漏洩竊用罪を構成するものと、その職務執行に公正を期してをります。

問 統制組合は認可設立を原則としてゐることでしたが、その解散合併も認可があれば任意に出来るのでせうか。

答 統制組合は商工業業の統制といふ國家目的を有する團體でありますから、一度成立すれば任意の解散または合併を認めず、行政官廳の命令ある場合にだけ解散または合併をするのであります。

問 統制組合に對する課税はどうなるのでせうか。

答 所得税、法人税及び營業税は免稅されますが、登録税及び印紙税については一部免稅、一部軽減となつてをります。また出資制の統制組合には商業組合、工業組合等と同様特別法人税が課せら

れます。

各種組合との關係

問 お話によつて大體統制組合の内容が了解できましたが、現在ある商工業業に關する各種組合と統制組合との關係はどうなるのでせうか。殊に重要産業團體による統制組合は勿論、商業組合、工業組合等は統制團體として經濟統制の實施に相當貢獻してゐるところが多いと思ひますが、これを全部解消してしまふことは、少くとも一時的には混亂を生じ、戰時經濟力の増強に悪影響を及ぼす虞れがあると思はれますが、どうでせうか。

答 ご尤もなご意見です。今度の商工業組合法が制定されました最大の理由は、戰爭遂行力の増強の一方途として、刻下の要請に應じた廣く商工業業の統制を圖るための組合制度を制定し、

これによつて複雑錯綜してゐる現在の組合機構を簡素にし、國家統制を最下部門に至るまで滲透徹底させようといふにほかならないのであります。

そこで本法が施行されますと同時に、重要物産同業組合法、商業組合法及び工業組合法は全部これを廃止することとし、また先に申しましたやうに、重要産業團體令を改正して、これによる統制組合法も本法の統制組合に合體させることとしてをります。

しかし現在の組合が全部一度に解散することは、お話の通り、業界に混亂を生ずることになりますので、本法施行後一定の猶豫期間—大體、一年—を設け、その間に既存の各種組合が、所定の手續を経て統制組合となる便法を採り、極力混亂を生じないやうにしてをります。すなはち、まづ既存の重要産業團體令の統制組合は、本法施行と同時に何等の手續を要せず

統制組合となつたものとみなされま

次に商業組合、工業組合、同業組合またはこれらの聯合會で統制事業を行つてゐるものは、行政官廳の認可を受ければ統制組合となることが出来ま

また新たに統制組合が成立した場合、これとその組織者を同じくする組合または聯合會に對しては行政官廳が解散を命令し、且つ必要あるときは、その權利義務を統制組合に承継させることが出来、これによつて、圓滑に二つ以上の既存組合を一の統制組合に合併改組することも出来ま

いまお話があつた各種の手續によつて統制組合となることが認めら

れなかつた組合等はどうかになるのか。

答 それらの組合は施設組合となるものもあるでせうが、その他のものは一年の猶豫期間が満了した場合には當然に解散することになります。

施設組合とは

次に施設組合についてお話し下さいませんか。

答 施設組合は組合員の事業の改良發達を圖るため、共同の施設をなすことを目的とするものでありまして、主として中小企業の經營の改善合理化のための共同經營組織であります。これは統制組合とは全く異なり、統制は行ひません。従つて組合員の加入または脱退も、組合員の四分の三以上の同意又は組合の承諾があれば自由に行ふことが出来、また施設組合の解散合併も任意に出来ま

も統制組合と異なり、總會が中心となり、役員を選任方法及び権限は、これまでの商業組合、商業小組合、工業組合或ひは工業小組合と同様であります。

施設組合は具體的にどういふ事業を行ふのですか。

答 施設組合は組合員のために、その取扱品の仕入、保管、運搬、加工または販賣をすること、共同受注をすること、機械設備、倉庫等の共同設備を設けることを主な事業とし、その他これらの事業に附帯して金融事業及び倉庫證券の發行事業を行ふことが出来ま

いまお話を伺ふと、施設組合は現在の商業小組合及び工業小組合と同じやうに思はれますが。

答 さうです。施設組合はだいたひ現在の小組合制度と同様であります。その組合員の資格及び組合員數に制限を設けず、廣く商業、工業又は鑛業に

屬する事業を営むものであれば、これを組織できるのです。施設組合は、いはば小組合を擴大した制度であると考へていただければ分りよいと思ひま

既存の商業組合及び工業組合の中心で統制組合に出来ないものは施設組合になれるとお話でしたが、商業小組合、又は工業小組合はどうでせうか。

小組合でも行政官廳の認可があれば施設組合となることが出来ま

商工組合中央會はどういふ事業を行ふ團體ですか。

商工組合中央會は、商工組合、すなはち統制組合及び施設組合の指導連絡を圖るための中央機關でありまして、その主な事業は、商工組合の經營實務の指導、中小商工業等に關する調査研究であります。

商工組合は必ず商工組合中央會に

加入せねばならないのですか。また商工組合以外の者はこれに加入できないのですか。

商工組合中央會は、統制團體ではありませんので、商工組合のこれに對する加入は強制しない建前にしてをります。統制會社または有限會社のやうなものも、商工組合中央會の定款に定めるところによつてこれに加入することが出来ま

商工組合は商工組合中央會を利

用できるのでせうか。

商工組合は商工組合中央會の所屬組合となり、その融資を受けることが出来るやうに、本法を以て商工組合中央會法の改正を行つてをります。

お話を、商工組合のあらましが分りました。が、本法はいつ頃施行されますか。

答 たゞ今のところでは、七月一日の豫定です。

戦争完遂と少年保護

司法省

生産増強と少年工

巷間、「腹が空いては戦いが出来ぬ」といふ言葉があるが、武器がなくても戦いは出来ないものである。前線で血の滲むやうな奮戦を続けてゐる將兵に對して、食糧や武器の不自由をさせないやうに、銃後一億は、工場において、農村において、舉げて生産増強に邁進してゐるが、その中でも少年工の占める役割は殊に大である。

い。これらの青少年工達は、成人達と共に大東亞戦争完遂のため、日夜銃との覚悟で、生産増強に献身してゐる。ところが、これらの青少年工の間、生活の激變、多額の収入、監督指導の不徹底などから、最近、不良行爲や犯罪が増加してゐることは深憂に堪へない。殊に少年工の不良行爲は傳播力が強く、その不良性は急激に昂進するのが常であるから、それが尤大な少年工群に悪影響を及ぼし、ひいては生産増強に及ぼす影響力を考へるとき、少年達の不良化を防止し、不良化した

少年を輔導育成することは、戦争完遂上喫緊の要務といはなければならぬ。

少年工の特別錬成

司法省では、一面、少年工の占める重大な役割に鑑み、他面、少年工の不良化の傾向に深く思ひを致し、不良化した少年工を指導錬成して、一日も早く健全な少年工に育成して、生産増強に遺憾のないやうにする必要を痛感し、昨年八月以來、全国各地の少年審判所で不良化した少年工の特別保護錬成を實施させてゐるが、今日までの實施狀況は次頁の表のやうである。

この錬成道場では、いづれも厳格な規律の下に行的訓練を課し、放縱懶惰な生活態度を矯正して、皇國産業戰士としての心構へを鼓吹させることに努めてきたのである。

このやうな保護錬成を受けた少年工は、殆んど全部が健全な産業戰士に磨

少年審判所別

少年審判所別	錬成所名	回数	錬成期間
大阪少年審判所	産業青少年特別錬成道場	第一回	自昭和十七年八月二十八日
	第一回	自昭和十七年十一月二十八日	
	第二回	自昭和十七年十一月二十八日	
	第三回	自昭和十八年一月十六日	
	第一回	自昭和十七年八月二十八日	
	第二回	自昭和十七年十一月二十八日	
名古屋少年審判所	産業青少年特別錬成道場	第一回	自昭和十七年十一月二十八日
	第二回	自昭和十八年一月十六日	
	第一回	自昭和十七年十一月二十八日	
	第二回	自昭和十七年十一月二十八日	
福岡少年審判所	産業青少年特別錬成道場	第一回	自昭和十七年十一月二十八日
	第二回	自昭和十八年一月十六日	
	第一回	自昭和十七年十一月二十八日	
	第二回	自昭和十七年十一月二十八日	

輔導の緊急対策

き上げられ、重要工場、事業場に復歸または進出して、今までの暗い工場生活も急に生き甲斐があるやうになつた。少々の頭痛、腹痛、そんなものはこの道場精神で吹き飛ばさう。といった覺悟で、更始一新した勤勞奉公に邁進してゐる。その健康な献身奉公振り、周囲の驚異的となつてをり、これ等の少年工の中には、推されて組長、副組長の地位に上つたものも少くない。

このやうな保護錬成の成果に確信を得た司法省では、厚生省その他關係各省と協議して、勤勞青少年輔導の對策を練り、昨年十二月中に成案を得、一月二十日の閣議で勤勞青少年輔導緊急對策要綱を決定したのである。

従つて、今後勤勞青少年の輔導は、この要綱の趣旨に則り、國家の意志と責任の下に、強力かつ系統的に展開

されることになつた。

次に要綱の趣旨を紹介しよう。

- (一) 勤勞青少年の不良化を防止すると共に、すでに不良化した勤勞青少年を輔導して、これを健全なる産業戦士にすることを當面の目標とする。
- (二) 勤勞青少年の不良化防止と教化指導とにつき、まづ工場・事業場をして責任をもつて努力させ、その完璧を圖るため、國家機關においてこれを補助援助する方針を採る。
- (三) 勤勞青少年の不良行為または犯罪に對するべく刑罰の適用を避け、主として保護輔導の方途を講ずるが、その方法は概ね左のやうにする。
- (イ) まだ不良化の傾向のない一般の勤勞青少年に對しては、工場・事業場で一般の輔導の適正徹底を圖る。
- (ロ) 不良性の輕微な勤勞青少年に對しては、工場・事業場の特別輔導、特別訓練のほか、道府縣警署等の特別訓練でその矯正を圖る。
- (ハ) 不良性の顯著な勤勞青少年に對しては、少年工は少年法の保護處分に基づき、青年工は司法保護處分に基づき、收容保護により、司法保護團體の特別訓練道場に收容の上、一月乃至三月間の保護輔導を加へる。
- (ニ) 不良性の濃厚な青少年に對しては、司法保護團體または矯正院で長期訓練を加へ、その間、産業要員たるの本務を實踐させるため、軍需生産的作業を課する。
- (ホ) 心身に特殊の缺陷のある勤勞青少年に對しては、これらの者を處遇するに適當する特殊の司法保護團體、または特殊の矯正院で、特殊保護を加へる。
- (四) 勤勞青少年、特に徴用、工員、の不良化は、一般青少年の不良化に原因するところが多くないので、なるべく速かに一般不良化青少年に對する保護機構の充實を圖る。
- (五) 勤勞青少年の輔導は、司法省と厚生省とが、緊密な連絡の下にこれに當る(各重要工場や事業場の役員は、囑託少年保護司または司法保護委員の資格で青年の輔導に當る)。

少年の輔導に當る。

少年報國挺身隊

右の勤勞青少年の輔導と並行して、工場關係以外の青少年に對しても、戦時即應の輔導訓練を加へる必要があるもので、少年審判所では、すべての要保護青少年に對して原則として訓練主義を採ることとし、さし當り現に各地の矯正院に收容中の少年に對して短期訓練を實施することとした。即ち各矯正院では去る一月三十一日、一齊に收容青少年を以て少年報國挺身隊を編成して強度訓練を開始し、訓練終了者は國家緊要の産業に進出させることにしてゐる。これらの少年報國挺身隊は、
「日本精神」體得下其ノ實踐發揚ニ努メ戦時下ニ於ケル皇國臣民道ヲ自覺ヲ振起シ且ツ一死殉國ノ氣魄ヲ涵養シ併セテ國家緊急ノ軍需生産増強ニ挺身ヲ得ベキ強靱ナル皇國勤勞精神ヲ鍊成シ

するもので、職員は陳頭並下下に嚴密にして強行的訓練を實施してゐる。訓練の効果は良好で、すでに訓練を了した少年は、殆んど全部特定の軍需工場に産業戦士として進出したのであるが、進出少年達はいづれも皇國勤勞戦士たるの自覺の下に、勤勞奉公に献身してゐる。矯正院の保護は、右のやうに時局即應の轉換をしたのであるが、これと並行して、少年保護團體における保護の方法も、必要な刷新を加へる方針であつて、即ち、今後は少年保護團體の分化を促進して、

- (一) 短期訓練を目的とするもの
 - (二) 長期訓練を目的とするもの
 - (三) 技術訓練を目的とするもの
 - (四) 特殊保護を目的とするもの
- 等に分化した上、内容の整備を圖り、特殊保護を目的とする少年保護團體以外の團體では、矯正院で實施してゐる訓練方式に則り、收容少年の長期又は

記念日の意義

短期訓練に着手することとなつてゐる。少年の輔導訓練が、このやうに國家的立場から極めて強力的に實施されてゐる現在では、少年保護の關聯する領域は極めて廣汎であり、少年保護の強力的に完全な運営は、社會のあらゆる分野の正しき理解と、積極的な協力がなくては到底望み得ない。即ち、少年の不良化を早期に發見してこれを防止することは、ひとり工場・事業場の責任だけではなく、これをとり巻く家庭や隣組の人々が、不良化の早期に少年審判所と連絡することを絶對條件とするのである。また不良化した少年の訓練は、一般社會の人的並びに物的協力を相俟つて、初めて強力的に運営されるばかりでなく、訓練を終へた少年が職場に復帰または進出した後の適切な指導は、職場内外の人々の協力に俟たなければならぬ。

これまで司法省では、少年法の公布された四月十七日を機として、例年少年保護記念日の記念行事を實施して、來たのであるが、大東亞戦争下、少年保護の緊要性が一段と加重されただけでなく、勤勞青少年輔導緊急對策の確立に伴ひ、少年保護の劃期的強化の緊急なのに鑑み、本年の少年保護記念日に際しては、

- (一) 兵力給與の確保並びに勤勞戦士育成の要請に即應する保護機構の整備強化
 - (二) 少年保護事業に對する官長有力者の積極的協力の要請
 - (三) 工場・事業場に對する少年保護思想の普及徹底
- の三目標の下に、記念行事を展開することに努めてゐる。
- この機会に、職場たると、家庭たると、隣組たるとを問はず、少年保護の重要性を深く思ひ、少年保護の強力的な運営に、積極的に協力する決意を固められるやう切望してやまない。

外貨債の借換について

ンドで表はさ
れてゐるもの
で、別表に掲
げた二十六銘
柄をいふので
す。

外貨債は大
東亞戦争勃発の結果、債務の本旨に従
ふ辨済の途が杜絶したので、本来なら
ばその所有者は全く利拂を受け得ない
筋合ですが、政府は所有者の蒙るべき
打撃を避けるため、開戦直後の緊急措
置として、取敢へず一ドルにつき四圓
二十五銭、一ポンドにつき十六圓八十
四銭といふ戦前の換算率を以て、發
行者に對し外國爲替管理法の命令に
よつて特別に支拂をさせて來たので
す。

しかし、これは全く過渡的の措置で
あつて、發行者としては元金を償還す
る途が無くなつた今日、高い利子だ
けを戦前の不利な換算率でいつまでも
支拂ふことは到底負擔しきれないこと
ろです。又この大戦争下において、
敵性通貨の換算率につき、本邦人の間
に利害の關心を有するやうな事態を
放任して置くことは、何んとしても好
ましくないもので、今回の法律によつて
適當な措置が講ぜられることになつた
のです。

今議會を通過成立した外貨債處理法
に基づいて、政府は外貨債たる國債、
地方債及び社債の根本的處理を關るこ
とになり、その手續規定として外貨債
處理法施行規則（以下、單に規則と稱す
る）を三月三十一日公布し、即日施行
しました。

一般に外貨債といふのは、日本の政
府や市や會社が、外國で資金を調達す
るために、外國で發行した國債、地方
債、社債などの債券で、額面が外國貨
幣で表はされてゐるものを指すので
す。外貨債處理法でいふ外貨債は、こ
のうちの米貨と英貨、つまりドルやポ
ンドで表はさ

る所有者のために外貨債を保有また
は管理してゐる者も、所有者と同様に
右の報告義務があります（規則第三條
第四條）。

こゝで特に注意願ひたいのは、通稱
大阪市第一回築港公債海外賣出分と稱
される公債で、券面金額は邦貨で
が、證券の裏面の左肩に「この公債又
は利札を在ロンドン・エム・サミユル商
會へ差出すときは圓につき二志零片
二分の一の換算を以て必ず支拂ふものと
す」との意味の英文が刷込んであるも
のです。

こんどの外貨債處理の根本方針は、
本邦人または友好國人たる所有者で、
邦貨債に借換へることを希望するもの
に對してはこれを借換へると共に、借
換へられなかつた外貨債たる地方債ま
たは社債は、一括政府がその元利支拂
義務を承継し、つまり全部を國債とし
た上で、その將來の處理を擧げて政府
の手に集中することにした點です。

そして右の根本的處理を講じた上は、
外貨債たる國債であつて借換へられ
ないで残存してゐるもの、並びに地方

債、社債であつて政府に承継されて外
貨債たる國債になつたものは、發行者
に對する從來の過渡的な利拂命令は
廢止され、従つてこれ等の外貨債につ
いては、爾後、元利ともに支拂がされ
ないことになつたのです。

次に外貨債の所有者にとつて注意
すべき事項を述べませう。

所有報告の義務

まづ三月三十一日現在で外貨債を所
有してゐる者は、四月三十日まで大
藏大臣又は當該外貨債の發行者に報告
する義務があります（規則第三條）。報告
書は三通作つて前述の期間内に最寄の
日本銀行に提出すればよいのです。後
になつて記載事項に變更を生じたとき
は、その都度、十日以内に右に準じて報
告しなければなりません（規則第四條）。
また所有者でなくとも、外國に居住して

この證券は本邦内に所在する限り、
本邦内で邦貨で支拂を受け得る普通の
邦貨證券と變りないから、今回の措置
によつて借換へられませんが、右に述
べた報告だけは、外貨債と同様に必ず
しなければなりません。若しこの報告
がないと、その記番號のものは外國に

在るものと看做され、他の外貨債と同
様に、政府がその元利支拂義務を承
継してしまふので、戦時中その元利拂
を受け得なくなる虞れがあります（規
則第五條）。

なほ、借換に伴ふ事務整理のため、
三月三十一日以後に外貨債を賣買した
り質入したりする場合は、すべて大
藏大臣の許可が要ることになつたか
ら、この點も注意を要します（規則第二
條）。

借換の手續

次に借換の手續ですが、まづ大藏
大臣は、政府と民間とから成る外貨債
處理委員會の議を経まして、外貨債を
邦貨債に借換へるときの價格その他の
條件を公正に定め、これを官報に告示
します（外貨債處理法第三條）。

右の告示後、間もなく外貨債の發行

替から、さきに報告書を出した者に宛て、借換の意思があるかどうかを確かめると共に、借換へる場合の手續を記した案内状が来る筈ですから(規則第九條第一項)、承諾しようと思ふ者は、それに定められた期間内に、定められた方法によつて、證券を發行者に呈出して承諾の申出をすればよいのです(規則第九條第二項)。

なほ外國に居住してゐる所有者のためには外貨債を保有または管理してゐる者は、一應本人の意思を確かめなければなりません。所有者が本邦人であつてその意思を確かめ得ないときは、借換を承諾したものと看做すことになつてゐますので、承諾があつたものと看做す旨を申出で借換の手續をすべきです(規則第十條)。また外貨債證券に對して質権を持つてゐる者は、本人に代つて借換の手續をなし得ること

別表

種類	發行者	名	表示	年利率	發行日
政府	政府	六分半利附米貨公債	米貨	六分五厘	大正十三年二月一日
政府	政府	五分半利附米貨公債	米貨	五分五厘	大正十三年五月一日
政府	政府	第一回四分利附英貨公債	英貨	四分	明治三十三年三月一日
政府	政府	第二回四分利附英貨公債	英貨	四分	明治三十四年三月一日
政府	政府	第三回四分利附英貨公債	英貨	四分	大正十三年三月一日
政府	政府	六分利附英貨公債	英貨	六分	大正十三年五月一日
政府	政府	五分半利附英貨公債	英貨	五分五厘	大正十三年七月一日
地方債	南滿洲鐵道株式會社	第十九回南滿洲鐵道株式會社五分利附英貨公債	英貨	五分	大正十二年七月一日
地方債	東京市	東京市五分利附米貨公債	米貨	五分五厘	昭和二年四月一日
地方債	東京市	東京市五分利附電氣事業英貨公債	英貨	五分	昭和二年四月一日
地方債	東京市	東京市五分半利附英貨公債	英貨	五分五厘	大正十五年二月一日
地方債	東京市	東京市六分利附米貨公債	米貨	六分	大正十五年二月一日
地方債	横濱市	横濱市五分利附英貨水道第一公債	英貨	五分	明治三十四年七月五日
地方債	横濱市	横濱市五分利附英貨水道第二公債	英貨	五分	明治三十四年七月五日
地方債	大阪市	大阪市港公債	邦貨	六分	明治三十四年四月十二日

になつてゐます(規則第十三條)。この場合には、質権者は當然借換交付される邦貨債と端數現金とに對して質権を持つことになり(外貨債處理法第二條第四項)。

借換に應諾するには、右に述べたやうに必ず外貨債證券を呈出することゝを要するのですが、戦争のため海外から持ち歸ることが出来なかつたとか、権利を保全するために、財務官などが海外で立會の上で證券を燒却したり穿孔したりしたとか、その他外貨債を確か

社債	名	表示	年利率	發行日
東洋拓殖株式會社	第二十五回東洋拓殖株式會社五分利附米貨公債	米貨	六分	大正十二年三月十五日
東洋拓殖株式會社	第五十七回東洋拓殖株式會社五分利附米貨公債	米貨	五分五厘	昭和三年十一月一日
東洋拓殖株式會社	臺灣電力株式會社二十年減債基金附五分五厘利金貨附債(A號)	米貨	五分五厘	昭和六年七月一日
東洋拓殖株式會社	大同電力株式會社附五分利金貨附債(A號)	米貨	七分	大正十三年八月一日
東洋拓殖株式會社	大同電力株式會社附五分利金貨附債(B號)	米貨	六分五厘	大正十四年七月一日
東洋拓殖株式會社	大同電力株式會社附五分利金貨附債(C號)	米貨	六分五厘	大正十四年七月一日
東洋拓殖株式會社	東邦電力株式會社附五分利金貨附債(A號)	米貨	七分	大正十四年三月十五日
東洋拓殖株式會社	信越電力株式會社附五分利金貨附債	米貨	六分五厘	昭和二年十二月一日
東洋拓殖株式會社	五厘利減債基金附債	米貨	六分五厘	昭和二年一月一日
東洋拓殖株式會社	日本電力株式會社昭和二十八年滿期第一番抵當六分五厘利附金貨附債	米貨	六分五厘	昭和三十一年一月一日
東洋拓殖株式會社	東京電燈株式會社千九百五拾參年滿期第一番抵當六分利附米貨附債	米貨	六分	昭和三年六月十五日
東洋拓殖株式會社	東京電燈株式會社第一番抵當六分利附英貨附債	英貨	六分	昭和三年六月十五日
東洋拓殖株式會社	東邦電力株式會社三十万磅五分利附二十年社債	英貨	五分	大正十四年七月十五日
東洋拓殖株式會社	宇治川電氣株式會社第一番抵當七分利減債基金附金貨附債	米貨	七分	大正十四年三月十五日



重要物資と鐵道輸送



省道鐵

過日、二日続きの休みのため、國鐵その他の輸送機關は、春の行樂を求め人達で超満員を続け、いろいろな悲喜劇が演じられました。決戦下の今日、まことに遺憾なことといはねばなりません。

申すまでもなく、大東亞戦争は決して戦場だけで戦はれてゐるものではありません。戦後でもあらゆる部面で、あらゆる障礙を打破して戦はれてゐるのです。そして、この戦ひの動脈となつて日夜不斷の活動を續けてゐるのは、實に鐵道なのです。

なる程、行樂には絶好の春には違ひありません。しかし私共は決戦下の輸送機關の重要性を十分に認識して、不要不急の旅行や行樂を絶対にやめ、輸送國策に心から協力しようではありませんか。

大東亞戦争は、日清、日露の兩戦争

とは異つて、その戦闘地域は遙かに廣く、また、使用される兵器は、質も量も、ものすごい程に飛躍してをり、従つて、この近代兵器による大規模な大東亞戦争では、老大な物資が消費されます。即ち、大東亞戦争は、大消耗戦であり、これを補充するための大生産戦であります。

では、この生産戦における輸送の現況はどうでせうか。輸送が不圓滑なために物資が入手できず、ひいては生産が圓滑に行かぬ。電力にしても、「涸水に備へて火力發電の設備はあるが、石炭の都合で節電を強化しなければならぬ。」「鑛山や炭礦を掘進してゆかうにも、或ひは杭木が到着しなかつたり、或ひは鑛石や石炭が山元大量に貯蔵されて、採鑛を手控へなければならぬ。」等との聲を聞きます。生産擴充を阻害してゐる原因は、必ずしも輸送だけではなく、他にもいろいろな

呈出せねばなりません（規則第九條第三項）。

この證明書は、借換の承諾期間内に下附を受けなければ借換して貰ふことが出来ないわけですから、借換の希望者で證券を所有しない者は、この手續を一日も早くとることが肝要です。

いよく邦貨債と借換へることが決ると、發行者から交付する邦貨債の額と端數現金の額とを通知して來ます（第十條第三項）から、さきに呈出した外貨債證券の受領證と引換にその交付を受けることになりす。但し實際の邦貨債證券の交付を受けるのは、印刷等の都合上、多少遅れることがあります。なほ證券用紙不足の折ですから、なるべく登錄債とされることを望まれます。借換へられる外貨債に附屬してゐる

利札は、外貨債處理法施行日（本年三月十五日）以後、最初に利拂期日の到來するもの、並びにそれ以前に利拂期日の到來してゐるものは有効であつて、第二回目以後のものは無効となることに規定されてゐます（外貨債處理法第四條第二項）。

従つて第一回目及びそれ以前の分の利札のみは、従前の例になつて、本邦内で發行者から利拂を受けることに なりますから、借換のため外貨債證券を呈出するときに、これを切取つて置いてよいのですが、第二回目以後の利札は、借換交付される邦貨債の利札で置き換へられる譯ですから、當然證券に附けて呈出しなければなりません。

右に述べた外貨債のほか、名古屋市五分利附英貨八十万磅公債は、本年三月三十一日に最終償還日が到來しま

したが、その償還金の支拂を本邦内で邦貨で受けたい者は、右に述べた借換と全く同様の手續をすればよいことになつてゐます（規則第三十二條）。

以上が借換手續の概要ですが、詳細は三月十五日附官報所載の外貨債處理法及び三月三十一日附官報所載の外貨債處理法施行規則によつて承知されると共に、疑問の箇所は最寄りの日本銀行本店又は大藏省外資局管理課へ問合せ下さい。各種の申請書式や報告書式の雛形は各地の日本銀行の店舗に用意してあります。今回の措置は利拂期等の關係上、比較的短期間にその處理を完了しなければならぬので、所有者は以上の諸點によく留意して時機を失しないうれぐれも注意して下さい。

（大藏省 外資局）

原因が關聯してゐるのでありますが、今日、輸送が生産阻害の一大原因であることを認めなければなりません。

しかし、これは何も我が國に限つたことではなく、敵米英にしても、或ひは獨ソにしても、輸送が一大難點となつてゐます。船舶に悩む米英、鐵道に苦惱する獨ソを思ひますと、わが國の輸送力は、まだ、磐石の基礎の上に立つてゐるといへます。しかしながら今日、輸送が生産擴充上の一大難點であることは否定できないことで、生産擴充の成否は、今や輸送にかゝつてゐるといへます。

變貌する鐵道輸送

それでは、この輸送の中の鐵道の地位はどうでせうか。一例を石炭にとつてみますと、石炭は九州と北海道を主産地としてゐるため、どうしても海を渡らなければ、京濱や阪神等の大需

要地に到達することが出来ません。

この一例によつても明らかやうに、四面環海の我が國では、これまで貨物輸送は船舶輸送が主で、鐵道輸送は従事してゐましたが、大東亞戦争の進展とともに、船舶に對する需要が非常に増大して來ましたので、内地沿岸その他の貨物輸送中、船舶輸送によつてゐたものを、出來るだけ鐵道輸送に振替へて、それだけの船舶は、ぜひとも船でなければならぬ方面に振向けるといふ政府の方針が、昨年十月の戦時陸運の非常體制確立に關する閣議決定となり、次いで去る二月十五日には、貨物輸送に必要な機關車を捻出するため、一部旅客列車の取消等となつたことは、すでにご承知の通りであります。

また、これまで外國に依存してゐた物資が入手難となつたのは勿論のこと、南方軍政下の諸地域の物資も、敵潜水艦の危険と戦ひながら内地に送

るのですから、絶対にやむを得ないものだけに止め、できるだけ國內資源の開發を圖らなければなりません。そのため、これまで簡易な設備で足りてゐた山間の鐵道が、今日では老大な輸送路に一變しました。

また自由經濟の時代には、生産、配給の擔當者も、或ひは消費者も、常に相當の貯蔵品を持つてゐましたから、輸送の側に少し位の缺滞があつても生産にも、消費にも、それほど大きな影響を及ぼさずに済んでゐました。しかし、今日のやうな統制經濟の下にあつては、各物資の配給が日々計畫通り正確に實施されなければ、生産に大きな障りとなり、また私共の戦争生活にも大きな影響を及ぼします。

また海上輸送に比べて正確であることは、鐵道輸送の一大特色であります。大東亞戦争が始まつてから、物資の適時、適量配給が、生産戰を遂行す

重點主義輸送を強化

この生産擴充關係物資の輸送を確保し、生産擴充を實現させるために國有鐵道では、計畫輸送を徹底的に實施してをります。

すなはち、昭和十七年五月に勅令を以て、鐵道輸送協議會官制が公布され、戰時ニ於ケル國有鐵道ヲ根幹トスル陸上輸送ノ綜合計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル重要事項ヲ調査審議スルことになり、中央では鐵道大臣の諮問機關として、鐵道輸送中央協議會、地方では鐵道局長の諮問機關として、鐵道輸送地方協議會が設けられました。この協議會は、重要物資の生産配給を所管する官廳關係官と、生産配給の擔當關係者とを構成員とし、年度別輸送計畫と毎四半期毎に詳細な輸送計畫を審議決定し、また、これに基づいて月別輸送計畫を策定してゐます。

旅客の輸送を抑制

次に昭和十八年度における鐵道輸送の見透しをみますと、輸送需要の總計は、従來に比べて非常に莫大な數量になります。即ち國力の伸張による輸送量の増加のほかに、海運力の逼迫による鐵道輸送への轉移、國內資源開發による輸送量の増加等のため、輸送需要は格段の増加を來してをります。これらには軍需を始め、生活必需物資

もありませんが、その半分、或ひはそれ以上は生産擴充關係物資で、この總概計は、昭和十六年度輸送実績に對して約八割、十七年度豫想実績に對して七割近い増加であります。

そこでこの輸送需要に應へるため、戦時規格による大型機關車や大型貨車を製作し、また貨車には改造せずに在來のままで二トン以上を増加して積載することにし、また十七トン積車を改造して三十トンを積載する等、出来るだけ貨物輸送力の増強に努めてゐます。

また線路、橋梁も戦時規格によつて急速に實現を圖り、或ひは安全度の低下による輸送制限の緩和を行ふ等、これまた出来るだけ輸送力の増強を圖つてをります。なほ貨物輸送を確保するために、旅客列車を一部取消したことは既に告知の通りであります。

しかし、かやうに施設の増強や轉用を圖つても、前述のやうに甚大な貨物輸送の需要には應じ得られるものではなく、どうしても戦力増強への貢獻の度に應じて、輸送を抑制せざるを得ません。

従つて旅客輸送も、戦力の増強に絕對に必要なものを確保した上は、今後さらに貨物列車に振替へられることになりませう。列車の運行も、旅客移動の便益を主とする考へ方から、物資の輸送確保へ、また、機關車や客貨車の利用効率昂上の見地へと、次第に變つて行くことであらう。

高率な運賃割引

次に、生産擴充關係物資に對する鐵道運賃政策についてみませう。鐵道貨物運賃は大正十年、即ち前世界大戰後に引上げを行つて、國有鐵道の健全な維持發達を圖つて以來、今日に至る

まで二十餘年間、引下げこそはしませんが、總體的な引上げはしないで、大正十年の運賃を維持してゐます。その低廉なことは、敢へて物價指數と對比しなくても、皆さんの日常購入される品々について考へてみられてもよくお分りのことと思ひます。

特に生産擴充關係物資には、鐵道省ではこの低廉な運賃から更に高率の割引をし、低運賃—低物價—生産擴充—戦力増強に絶大の努力を續けてをります。

なほ鑛石類に對しては、これまで四割、五割、場合によつては八割の運賃割引を行つて來ましたが、重要鑛石の増産に對し重層的に割引すると共に、輸送統制を一層強化するため、鑛山統制會に、鐵道省の指示に従ひ運賃割引額を、各鑛山に重層的に割當てるやうに改めました。

鐵道貨物運賃は、帝國議會で鐵道大臣が

「昭和十五年に國有鐵道で詳細な實費計算をしましたところ、實費が旅客に對しては収入の一に對して約〇・六三、貨物は収入一に對して支出の方が一・〇七といふやうな赤字になつてをります。昭和十六年度の調べによりますと、それが一歩前進しまして、旅客の方は一に對して〇・六五、貨物の方は一に對して一・二〇と二割餘計に實費の方が掛つてゐます。」

と言明してゐるやうに、貨物は全體的にいつて、輸送すればする程赤字になるのですが、その中で、生産擴充關係物資に對しては、高率の運賃割引を行つて、低物價—生産増強に寄與してをります。

この割引總額は、生活必需物資に對するものも含めて、一年間に三千万圓

餘に上り、貨物總収入が、昭和十六年度は四億圓餘、昭和十七年上半年は二億四千九百万圓餘でありますから、鐵道収入に占める割引額の割合は、決して僅少ではないのであります。

全陸運關係者は、昭和十八年度（昭和十八年四月一日から明年三月三十一日まで）を通じて「一割餘分に働く運動」を展開し、その創意と工夫とを渾身の努力を以て實踐し、生産増強の基礎をなしてゐる輸送を確保するために、晝夜風雪の別もなく、文字通り不斷に全力を傾倒してをります。

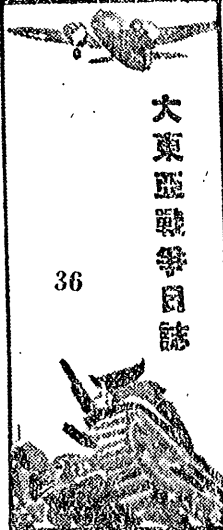
交戦各國の鐵道輸送に比べますと、日本の鐵道輸送はなほ大きな弾力を持つて運送されてゐますが、將來

寫眞週報 (四月十四日發行)

- 第二次特別攻撃隊勇士等の海軍合同隊
- 東條總理、滿洲國を訪問
- 米機に學友を射殺された國民學校生徒たちの防空必勝の構へ
- 少年を保護せしませう
- 過つた少年に對し日本人の自覺と仕事を
- 東京鐵道青年鍊成所の鍊成状況
- 南洋太平洋の戦線から歸後の皆さんへ(記事)
- 比島人に働く喜び
- 銀座の街燈も應召
- 連載「明るく戦はう」(四) 寫眞週報、戦時さん、歩てみる
- 育つてヨイコに榮養食を

大東亞戦争日誌

36



自昭和十八年二月十七日
至同 三月三十一日

ソロモン群島東方海上において有力なる米機動部隊を発見捕獲、これを撃退した。昨午二月十日伊藤隊中佐指揮の第〇〇航空隊飛行機隊、坂井登大尉指揮の〇〇海軍航空隊飛行機、松江由五郎飛行兵曹長指揮の水上偵察機に對し、山本聯合艦隊司令長官より感状が授與され、上聞に達した。海軍省公表。

逐艦一隻を捕獲、一隻を炎上、陸上諸施設に損害を與ふ。

二月二十三日(水)

北支軍部隊は、二十一日、魯東の敵戦艦を襲撃、次ぎの戦果を挙げた。遊撃死傷約一千、捕虜約一千、重機四〇、小銃九百五十その他多数。

二月二十四日(木)

長江下流、一月中の戦果。埋葬死傷約三千、俘虜約一千八百、擄順九百、追撃砲三三、重機四六、小銃一千三百。

二月二十七日(土)

ジャワ攻勢戦の海軍部隊に感状。スラバヤ沖、バタビヤ沖海戦に偉勳を樹てたスラバヤ方面〇〇護衛部隊、バタビヤ方面〇〇護衛部隊に對し、山本聯合艦隊司令長官より感状が授與され、上聞に達した。海軍省公表。

一月中の大陸綜合戦果

一月中における支那派遣軍の綜合戦果は次ぎの通りである。

二月十九日(金)

北支軍、一月の戦果。交戦兵力約二十万、遊撃死傷約六千九百、俘虜約五千四百、歩兵砲一、迫撃砲二七、重機四〇、小銃約四千四百、その他多数。

二月十八日(木)

我が方の損害 三機。

二月十九日(金)

ソロモン方面海軍航空部隊に感状。

二月二十日(日)

皇軍、廣州灣に進駐。南支軍部隊は、海軍部隊ならびに飛行部隊と密接なる協力の下に、二月十六日、雷州半島東海岸に奇襲上陸を敢行し、雷州縣城を攻略、十九日には遂溪を占領、さらに二十一日、佛國租借地當局と完全なる諒解の下に廣州灣に進駐。エスピリツ・サント島攻撃。海軍航空部隊は、エスピリツ・サント島(ニューフェイス島)に在泊中の艦艇および軍事施設に夜間攻撃を敢行、艦艇を大破。

三月十日(水)

ソロモンで十一機を撃墜。海軍部隊は、ソロモン群島の我が航空基地に來襲の敵機約六十と交戦、その十一機を地上砲火により撃墜、我が方の損害輕微。

三月十一日(木)

ニューギニアで十八機を撃墜。海軍航空部隊は、ニューギニア島東部の敵航空基地を攻撃、敵戦闘機十八機を撃墜。我が方の損害 自爆および未歸還二機。鳴神島で三機を撃墜。海軍部隊は鳴神島に來襲の約三十機の敵機のうち三機を地上砲火により撃墜、我が方の損害輕微。敵潜水艦六隻を撃沈。海軍部隊は三月六日以来、敵潜水艦六隻を撃沈。船隻二隻沈没。我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月十五日(月)

ダイウインで十六機撃墜。海軍航空部隊はポート・ダイウインの敵軍事施設を爆破、さらに敵の三十機と交戦、十六機を撃墜。我が方の損害 未歸還一機。

三月十九日(金)

敵の二潜水艦を撃沈の運送船に感状。敵潜水艦二隻に遭遇、一隻を撃沈、一隻を撃破、遁走せしめた池田秀盛兵曹長指揮の運送船〇〇丸に對し、山本聯合艦隊司令長官より感状が授與され、上聞に達した。海軍省公表。

三月二十日(土)

支那派遣軍總參謀長に松井中將。支那派遣軍總參謀長河邊正三中將の後任に松井太次郎中將が新任の旨、陸軍省發表。

三月二十一日(日)

二十三機を撃破炎上。陸軍航空部隊はフェニー飛行場を攻撃、地上の三機を炎上、少くも二十機を撃破し、さらに軍事施設四ヶ所を炎上。

交戦兵力約三十万、遊撃死傷約二万、捕虜約七千七百、歩兵砲三、迫撃砲六〇、重機一〇一、小銃約六千七百、拳銃約一千三百、手榴彈一万七千五百、洋砲三千二百その他彈藥多数。

三月四日(木)

陸軍將士に勳功行賞。支那軍第六十二回(陸軍第四十五回)、大東亞戦争第四回ならびに支那事變第五十二回(陸軍第三十九回)生存者勳功行賞の御沙汰あらせらる。

三月五日(金)

南太平洋方面の新戦果。帝國陸海軍部隊は二月十六日以降、ソロモン群島およびニューギニア島方面において次ぎの戦果を挙げた。飛行機百十三機撃墜、十一機撃破、潜水艦四隻撃沈。我が方の損害 驅逐艦二隻、輸送船五隻沈没、自爆および未歸還七機。

三月八日(月)

輸送船二隻を撃沈。海軍航空部隊は、ニューギニア方面において敵輸送船一隻(三千ト)を撃沈、他の一隻を大破。

三月十日(水)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月十一日(木)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月十五日(月)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十日(土)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十一日(日)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十三日(火)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十四日(水)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十五日(木)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十六日(金)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十七日(土)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月二十八日(日)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

三月三十一日(水)

我が方の損害 船隻二隻沈没。

Table with multiple columns containing financial data, likely a stock or bond price list. Headers include '5月抽戻 貯蓄債券 富籤番號表(六ノ五)' and '昭和十八年三月 大藏省・日本勧業銀行'.

時局

警報と防空
去る三月十日
の陸軍記念日を
期して行はれた
「防空服装日」

終り、却つて野郎の警報下
令中に普通油のみの服装者
が横行するのは、ことの
本末を顛倒するものといは
ざるを得ない。

大の腹心をいだいてある
のであるが、それは徒らに
観念的で、われ／＼がどう
生くべきかといった具體的
なものが欠如してゐる。

露光量違いにより重複撮影
週報
昭和十八年四月十四日発行
郵政省 報局
東京市麹町区
永田町一丁目一番地

眞の戦争生活
われ／＼は大東亞戦争の
現段階も、また幾多の困
難、苦痛が横たはつてゐる
將來のことも、十分に理解
し、それに對する心構へも
出来てゐるつもりだ。

意注御所込申價定
一部 五錢(送料一錢)
▲本誌より特別の場合には必ず「週報特別」の
「特別」の欄を明示し、その特別料を明記
し、同報送金に併せて送下すこと。

3月抽籤 貯蓄債券 當籤番號表(其ノ五)					戦時債券									
支拂開始期 4月1日					戦時債券									
支拂場所 日本勸業銀行本店・出張所・代理店及集配郵便局					戦時債券									
全当籤番號掲載紙(官報・債券時報以外)					戦時債券									
(各籤表中太字・同欄、括弧内金額・利率)					戦時債券									
昭和十八年3月 大蔵省・日本勸業銀行					戦時債券									
報償	29545	32914	38796	44759	50710	55707	60399	64356	70119	75936	81618	88086	94569	100774
國券	29540	33463	38819	44920	50730	55839	60394	64800	71071	76845	82597	88392	94191	100774
(四等)	29615	34031	39688	45953	51925	57122	61842	66487	72859	78759	84592	90477	96413	102407
拾圓券	29641	34115	39716	45102	50914	55909	60456	64886	71212	76948	82740	88585	94485	100485
拾五圓券	29648	34209	39827	45106	51043	55989	60516	64919	71223	76949	82757	88602	94502	100502
報償	29814	34253	39854	45342	51078	56140	60886	64989	71360	77002	82817	88662	94562	100562
國券	29811	34257	39857	45345	51111	56152	60889	65019	71449	77092	82917	88762	94662	100622
(四等)	29822	34261	39868	45466	51168	56199	60987	65061	71605	77223	83079	88924	94824	100684
拾圓券	29829	34354	39961	45526	51207	56251	60953	65190	71680	77334	83259	89104	95004	100744
拾五圓券	29822	34447	39951	45648	51222	56345	60779	65288	71785	77342	83451	89306	95206	100804
報償	29921	34327	39905	46008	51346	56383	60783	65379	71740	77385	83507	89352	95252	100864
國券	29921	34836	39915	46119	51577	56397	60766	65429	71834	77446	83594	89401	95301	100924
(四等)	29933	34837	39925	46143	51605	56353	60827	65453	71875	77506	83697	89452	95352	100984
拾圓券	29922	34852	39934	46201	51665	56399	60869	65511	71920	77551	83752	89503	95403	101044
拾五圓券	29922	34852	39934	46233	51732	56535	60907	65577	72069	77681	83821	89554	95454	101104
報償	29939	34907	39931	46372	51756	56680	60910	65628	72103	77733	83844	89554	95454	101104
國券	29939	34907	39931	46438	51932	56685	61073	65776	72224	77775	84133	89605	95505	101164
(四等)	29939	34907	39931	46438	51932	56685	61073	65776	72224	77775	84133	89605	95505	101164
拾圓券	29939	34907	39931	46438	51932	56685	61073	65776	72224	77775	84133	89605	95505	101164
拾五圓券	29939	34907	39931	46438	51932	56685	61073	65776	72224	77775	84133	89605	95505	101164
報償	29979	34979	40000	46947	52052	56831	61228	65857	72284	77824	84161	89642	95542	101224
國券	29979	34979	40000	46947	52052	56831	61228	65857	72284	77824	84161	89642	95542	101224
(四等)	29979	34979	40000	46947	52052	56831	61228	65857	72284	77824	84161	89642	95542	101224
拾圓券	29979	34979	40000	46947	52052	56831	61228	65857	72284	77824	84161	89642	95542	101224
拾五圓券	29979	34979	40000	46947	52052	56831	61228	65857	72284	77824	84161	89642	95542	101224

戦時債券

戦時債券は、戦争に必要とする軍需物資の生産を促進し、戦費の調達に資することを目的として発行された。この表は、戦時債券の当籤番號を記載している。戦時債券の発行は、政府の戦時経済政策の重要な一環として行われてきた。

戦時債券の利付は、戦時経済の状況を考慮し、特設の利率で設定されている。また、戦時債券の発行は、国民の戦時献金としての役割も果たしている。

戦時債券の発行は、政府の戦時経済政策の重要な一環として行われてきた。この表は、戦時債券の当籤番號を記載している。

露光量違いにより重複撮影

昭和十八年四月十四日発行

本誌の露光量に誤差が生じ、一部の写真が重複して掲載されている可能性があります。読者のご指摘を歓迎いたします。

本誌の編集は、戦時状況を正確に伝えることを旨として行われています。また、戦時献金の募集活動も積極的に行っています。

本誌の発行は、政府の戦時経済政策の重要な一環として行われてきた。この表は、戦時債券の当籤番號を記載している。

意注御 所込申 價定

一部 五巻の巻(一巻)

戦時債券の当籤番號表は、戦時献金の募集活動の一環として行われています。また、戦時献金の募集活動も積極的に行っています。

本誌の発行は、政府の戦時経済政策の重要な一環として行われてきた。この表は、戦時債券の当籤番號を記載している。

本誌の編集は、戦時状況を正確に伝えることを旨として行われています。また、戦時献金の募集活動も積極的に行っています。

週報

四月二十一日日

特輯 軍人援護問題
改正された軍事扶助法
決戦下の傷痍軍人職業保護
遺族・家族の相談指導
敵の謀略を破摧せよ
マユ河畔に英印軍撃滅
南太平洋の航空決戦
戦争生活例隣組の婦人防空體制

340號

昭和十八年四月十一日

五銭

週報は民翼賛の道しるべ

Table with columns for serial numbers and names, likely a list of subscribers or contributors.

(本書の大きさは国定規格[A5]判)